

## 第2回市民会議議事概要

(平成26年10月27日午前10時-12時)

小野会長の開会挨拶に続き、岩田武司副会長から第1回市民会議を受けての現状報告がなされた後、第2回市民会議のテーマ「法テラス」の議事に入った。なお、本テーマの関連説明のため、大谷豊日本司法支援センター対策委員会委員長、延命政之日本弁護士連合会高齢社会対策本部副本部長・横浜生活あんしんセンター所長が出席した。

### 【会議概要】

冒頭、小野会長から、①司法ソーシャルワーク（自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等につき、福祉関係機関等との連携を強化して、訪問型相談を含めたアウトリーチの手法により総合的な生活支援を継続的に提供する施策）の担い手の問題、②現状では未配置の神奈川におけるスタッフ弁護士の要否という2つの論点提示がなされた。

意見交換の結果、「①は、弁護士会と法テラスのどちらか択一というものではなく、福祉関係機関も含めて協調していくことが重要である。②は、神奈川の地域性も十分考慮しながら、さらに議論を尽くしていただきたい」との意見に概ね集約された。

### 1. 小野会長からの問題提起・概略説明の要旨

日本司法支援センター（法テラス）は、弁護士あるいは司法に対する市民のアクセスをよくするために約10年前に設立されたものである。

今回、総合法律支援法の改正の議論があり、その中で注目されている点として、司法ソーシャルワーク（自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等について、福祉機関等との連携を強化し、被援助者にアウトリーチし、法的問題点については弁護士等、福祉的問題点については福祉担当者がそれぞれ担当して、全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助を提供する施策）がある。そこで、その担い手をどのように考えるのが、市民会議に意見をうかがいたい論点の第一である。

この論点につき法テラスが妥当とする主な論拠としては、①法テラスの方が弁護士会よりも福祉事務所・包括支援センターなどの福祉機関や地方公共団体等に近親性がある、②法テラスならば相談者の費用負担をあまり気にせずに利用が可能なため、連携を組みやすい、などが挙げられる。

他方、弁護士会が妥当とする主な論拠としては、①弁護士会には高齢者・障がい者の問題を自分のテーマとして長年取り扱ってきたベテラン弁護士が多数いて、高度なノウハウの蓄積がある、②神奈川県内全体に展開するためには、スタッフ弁護士がいたとしてもそれだけでは人数不足と思われるため、結局、弁護士会が中心になってやらざるを得ない、③もともと法テラスは民業圧迫を避けるということが大前提にあって補完的な役割であるため、資力の乏しい人たちに対するアクセス障害を解消するためにはやはり弁護士会が中心になるのが当然である、などがある。

市民会議に意見をうかがいたい論点の第二は、神奈川にスタッフ弁護士が必要かという点

である。神奈川では今までスタッフ弁護士の配置はなく、神奈川を含めてスタッフ弁護士を置いていないところは全国11か所程度にすぎない。

スタッフ弁護士を不要とする主な論拠としては、①弁護士数が平成18年頃に比べ約2倍近く増えており、法テラスとの弁護士契約率も神奈川は大都市の中でも高い状況で、担い手に不足はなく、事件や相談の引き受け手不足という状況も生じていない、②スタッフ弁護士の給料は税金で賄われており、その予算を地方公共団体や法テラスの援助制度に回せばスタッフ弁護士でなくとも対応可能である、③弁護士会には各分野に対応する担当委員会が存在しており、実務能力は高いのに対し、スタッフ弁護士は3年に1回程度で転勤するために地域的ノウハウの蓄積がされにくい、などが挙げられる。

他方、スタッフ弁護士を必要とする主な論拠としては、①法テラスの事業は全国的に均一でなければならず、スタッフ弁護士がいる所といない所があるというのはおかしいのではないか、②スタッフ弁護士に対しては法テラス独自の研修を弁護士会の研修のほかにやっているの、その能力は高い、③裁判員裁判における弁護士の評判が芳しくないのが実情で、法テラスでは裁判員裁判の研修も含めてスタッフ弁護士を養成しているので、スタッフ弁護士であれば質の高い刑事弁護を行うことができる、④司法ソーシャルワークなどの弁護士費用の出ない分野にスタッフ弁護士の活用は非常に有用ではないか、⑤法テラスは役所にとって近親性があり、費用面については低額なので、スタッフ弁護士には安心してお願いできるのではないかと、などがある。

以上2つの論点につき、各委員の率直な意見を賜りたい。

## 2. 質疑応答後の意見交換の概要

**吉田委員：**横須賀市では、在宅で終末を迎える態勢づくりに力を入れています。そういったところに司法の観点からアドバイスをいただいたり、アプローチいただいたりというのはとてもありがたいことだと思います。このような形がぜひ横須賀市でも作れば良いなと思っていますが、行政としては、スタッフ弁護士なのか弁護士会の方なのかということについては余り気にしません。むしろ行政との連携が重要であり、どちらかに決めていただければ、横須賀市などは真っ先に連携させていただきたいと思うのが率直なところです。

**小野会長：**行政との連携というのは、本当に私どももすごくお願いしたいところです。この分野では行政のいろいろな現場と密接な関係を持つことが一番重要だと理解しています。

一番私たちが行政にお願いしているのは、その費用を出してくれませんかということです。アウトリーチといって現実に相談を必要としているところで法律相談をした場合は相談料としてお金が出るように、今度の総合法律支援法の改正でもそうなると思います。しかし、行政との連携関係のところいろいろな時間と手間をとらなければいけないにもかかわらず、ここにお金を出せるスキームがどうも今回の法改正でも出てきていません。当会の高齢者・障害者の権利委員会の方々はいろいろなところでボランティアとしてやっているのが実情です。しかし、ボランティアでやっているのでは余り広げられなくなってしまうという問題があって、機会があれば私どももそのようなお金を出してもらえませんかというお願いを差し上げたりしています。それほど大きなお金ではなくとも、そ

ここに費用が出る形になると、どんどん接点をつくることができるだろうと思っています。

**吉田委員：**まだ具体的な話ではないですが、私は、市民葬、すなわち、身寄りのない方の遺産の整理も含めまして、ご葬儀、火葬してお墓まで持って行くところまで、できれば市の事業としてやりたいと思っています。その場合には、法律的な見地からコミットしていただく必要があると思うのですが、個別の法律事務所に頼んでしまっていいのかどうかという議論が、どうしてもハードルとしてあります。ですので、ここに公的にコミットしていただくのであれば、市として予算を用立ててお願いすることというのはできるのではないかと個人的に思っております。

**小野会長：**やり方としては、どういったスキームでやればいいのかという検討をするのに、例えば委員会を作っていて、そこに弁護士を何人か派遣するというように、スキームや制度を作るところから関与させていただければ、いろいろなことができるようになると思います。各市町村はそれぞれ事情が違うでしょうから、それに合ったスキームを一緒になって作っていくという形で、我々弁護士会としては大いに協力できることだろうと思います。

**大谷会員：**法テラスでは業務範囲というのが決まっています、いわゆる民事扶助を基本にしており、総合法律支援法では、訴訟事件に関連する内容でしか法テラスで受けることができないようになっています。

さらに今回の法改正案の中でも、そこから外れているわけではなくて、行政処分とか、一定程度まで範囲を広げてはいますけれども、必ずしも全体的に先ほど言った話の中での対応までできるかとなると、法テラスではできない部分もあると思います。そうすると、法テラスができない分野で、しかも法律専門家が入っていかなくてはいけないような所にやはり弁護士会の役割というのはあると思っています。ですから、どちらか択一ではなくて、やはり協調関係をとった上で働きかけていきたいと、私たちは思っているところです。

**佐藤副議長：**福祉の取材をやっている中で、現場の弁護士がどのように映っているのかということですが、例えば成年後見の事業などの場合に、弁護士の方が後見人になっているというケースでよく聞くのは、なかなか弁護士の先生というのは気軽に現場に足を運んでくれないということです。社会福祉士や司法書士の方だったら気軽に来てくれるけれども、遠いということもあって来てくれないし、やってくれることはお金の管理だけであるというような不満は、非常によく聞きます。

そのような中で、司法ソーシャルワークの意義というのは非常に高いものだと思いますし、ニーズもあると思うのですが、実際にこれをどれだけ現場にアウトリーチという形で出していくことができるのかという点は、会員数も増えているとはいえ、実現性があるのかなと疑問に思わざるを得ません。

現場にちゃんと人が来てくれるのだろうかという不安感がある中で、法テラスなのか弁護士会なのかというような議論は、市民からすれば正直どちらでもいいのかなと思います。お互い協同することによって質も高め合うことができるのではないのでしょうか。

**小野会長：**被疑者国選拡大のときに、神奈川では担い手が足りなくなるのではないかということと真剣な議論をしました。その中で一番感じたのは、「足りないかもしれないが頑張り

ます」という形で弁護士会が頑張らないといけないということです。その意味で、会として司法ソーシャルワークなどをきちんと広げていくということをどこまでやりきる態勢がとれるかという点に若干不安を持っています。そのためにも、「弁護士会が頑張るから法テラスはそれほど頑張らなくていいよ」というぐらいの勢いでやらないと、弁護士会はやりきれないだろうという思いは結構強くあります。

**延命会員：**法テラスとの関係では、例えば大阪弁護士会と横浜弁護士会では全く考え方が違います。大阪ではスタッフ弁護士もたくさんいて、養成もしながら一緒になって高齢者・障がい者の司法ソーシャルワークをやっており、二者択一では全くないのですね。

先ほど佐藤副議長がおっしゃったように、法テラスでも弁護士会でもどちらでもいいのです。ただ、問題は高齢者・障がい者がそこにいる、それも困っている高齢者・障がい者がいる状況で、その人たちにどのようにしてスキルのある弁護士がかかわっていくのかという、ただそれだけの話のような気がします。そうであれば、択一ではないというのをまさに前提として、どのような仕組みづくりをしていったらいいのかというところが、大きな問題になっているのではないかと思います。

**早川委員：**民業圧迫という説明がありましたが、もう一つ、独立性という問題もありますね。弁護士会として、言ってみれば国の税金を元手にやる事業と違って独自にやっているという点をもう少し言われた方がこちらでも理解しやすいように思います。民業圧迫だけだと、あたかも法テラスに仕事を取られてしまうような印象になるので、もう少し弁護士会としての本来的な位置付けといった点を説明していただくとありがたいです。

**小野会長：**弁護士会には自治権というものがあります。いかなる組織からも指導や監督を受けず、懲戒処分を受けた際に最終的な結論は裁判で決するという問題を除けば、ほとんど弁護士会内部でいろいろなことを決めることができます。

これに対し、法テラスは法務省の管轄下にあり、いざというときは法務省の指導が入る可能性があります。報酬の決め方等には法務省が関与していますので、そういった形でやはり他の組織に影響されるのではないかという点や、そのような弁護士が多くなってくると弁護士会が変質してくるのではないかという点が指摘されることもあります。

**延命会員：**普通の弁護士でも、司法ソーシャルワークの活動をしています。特に高齢者・障害者の権利委員会では、例えば、虐待をされている高齢者がいて、その裏に障がい者の子供さんたちがいるといったケースなどの場合には、複数の弁護士で担当して、一つ一つほぐしていくような形でかかわっていきます。それはまさに司法ソーシャルワークでありまして、法テラスからお金が出なければ、ほとんど手弁当です。それでもやっているという現状がありますが、専門家ですので、無料でずっとやっていくというのはなかなか困難です。

そのような意味で、例えばスタッフ弁護士がいれば費用は給料として出てきますので、それで賄えばいいのではないかという議論になっていくのですが、我々としてはそうではなくて、契約弁護士にもっと費用の手当てをしていただきたいと思います。スタッフ弁護士を養成してやるにしても、契約弁護士とスタッフ弁護士と一緒に議論をして、前に進めていくべきではないかという持論を持っています。ですから、民業圧迫という議論は抜きにして、高齢者・障がい者のためにどうしたらいいのかという理屈づけ

の方が、私は分かりやすいのではないかという気がしています。

**金井委員：**いろいろお話をお聞きしていて、法テラス派か弁護士会派かという、大分激しいやりとりがあってドキッとしてしまったのですが、もう少しうまく協働できないものかなと思います。費用の問題についても、多分出せる方策はあると思うので、うまく工夫できればよいのにと感じています。

**小野会長：**私は神奈川方式というのもあるのではないかと考えており、スタッフ弁護士がいなくてもやっていくという態勢を作りたいと思っています。法テラスと弁護士会の関係は極めて良好だと思っていますし、先ほどの費用の問題は、まさに今、法改正がなされようとしている時機でもあり、重点的に取り組まないといけないと思っています。特定のすごくできる人に負担が集中しないように、何とか弁護士会として考えていきたいと思っていますところ です。

**木村広報推進委員会委員長：**私は法テラス神奈川の所長もしていますので、法テラスの側から意見を述べますと、弁護士や弁護士会の民業を圧迫しようなどという考えは全くありません。神奈川へのスタッフ弁護士の配置についても、弁護士会が自分たちで十分賄えるからいらぬというのであれば、これは当然尊重すべきだと思います。

ただ、法テラスの業務というのは、全国の津々浦々に法の光を当てようということですから、その業務をしていく過程で、仮に民業を圧迫するような結果が出たとしても、それはやむを得ないのではないかとも思っています。弁護士や弁護士会を守るための組織や制度ではありませんから、そのようなところでぶつかってくる可能性は否定はできないということ です。

もともと、民事関係で法テラスを利用して無料法律相談や事件の依頼をするためには資力要件があり、これを超える資力のある人は法テラスが扱うことはできませんから、それは普通に弁護士を弁護士会で紹介してもらってくださいということになるので、そのような住み分けはできていると思っています。

**池田議長：**非常に重要なのは、先ほどから指摘されているとおり協調というものが必要であるということだと思います。行政との協調も必要だし、あるいは社会福祉協議会とか、さまざまな機関との協調が必要であるということでしょう。

民業圧迫という言葉ですが、法テラスと弁護士会が競合関係になった場合、片方は国からお金が出ていて、片方は独立でやっているということだと民業圧迫以外の何物でもないけれども、両者に協調関係が築ければ、民業圧迫にはならないですね。そうすると、どのような形で協調するのか。そこで小野会長が言われたように、いわゆるボランティアで弁護士の方がやっていることを、国の費用あるいは地方自治体の予算を使えるかどうかという問題が実はあって、法テラスは実際問題としてはそれを使えるわけなので、その違いは認識をしなくては いけない。

**延命会員：**地域包括支援センターごとに担当弁護士を配置して、月に何回か地域包括センターの会議に出てみたり、あるいは電話で相談を受けてみたりという日弁連のモデル事業を大阪で始めています。とりあえず無料で、全市町村を相手に来年の3月ぐらいまでです。その後は、その市町村と話して契約を結んでもらうという仕組みになっています。

今度法テラスが使えるようになれば、費用は市町村ではなくて法テラスから出ることであり、いずれにしても弁護士会とのネットワークがより深くなるのではないかと考えています。それがもう少しまくいけば、横浜でもやりたいなと思っています。

**小野会長：**ぜひ横浜でもやりたいと私も思っています、それをお願いしたいと考えています。当面はまだ費用が出てこないで自治体の負担でその部分をやり、法律相談自体は費用が出る可能性が高いと思われるので、地域包括支援センターや福祉事務所との関係をもっと密にして、担当弁護士を配置したいと思っています。そのような形でやらないと、司法ソーシャルワークというのは一歩も進まず、相談があまり来ないだろうと思います。

**塚原委員：**商工会議所では、国が中小企業に対していろいろ経営相談とか紹介事業をやっているわけです。その事業はもともと国策で、商工会議所法という法律もありますけれども、当然ながら、国からのお金が県を経由して、各商工会議所に来ているのです。ところが小泉首相の時代に、それを交付税措置に変えたわけです。そして、県の裁量枠となり、今に至っています。そうしますと、全国一律に今までやってきたのが、今度は県が主体となることで、扱いがいろいろ変質してきてしまった。もともと商工会議所というのは、それぞれの市域を見ているので、市レベルの目線で見たいと思うわけですが、県から見るとどうしても市のことがわかりにくい部分があるのです。

そもそもこの法テラスの議論があった時に、弁護士の世界に国から見た制度を持ち込むという話の中でいろいろな議論があったと思うのですが、両者の折り合いがうまくついていないのではという印象です。現実論としては、相乗りできるところは一緒にやればいいのではないかと思いますけれども、そもそも弁護士の自主自立の精神からすれば、どうも矛盾しているような気もしないわけではないのです。

私も、商工会議所の地域を見る目というのは、やはり国の事情を余り持ち込んでほしくないし、そういう意味で似たような議論を我々の方もやっていますので、ある部分はいれない、ある部分はうまくやればいいのではないかと、ということは何となくありそうだなという気がします。

**柿本委員：**市民の立場からすると、接点は多いほうがいいので、どちらでもいいというのは確かにそうですね。ただ、その先どうなるかというのはわかりませんが、法テラスは最初には思い浮かばなかったもので、一般市民にとっては縁遠いところなのかなと思ったりもしました。

私は、手弁当とかボランティアとかいう言葉がたくさん出てくるのが、すごく気になります。そのような状況で何かお願いするというのは、やはり余り正常ではないのではないかなと感じています。というのは、私の運動はほとんどボランティアで、限界を感じている部分もありますので、そのようなことが弁護士の世界ではあってほしくないなと強く感じています。この点を解決できる道筋が一番重要なかなと感じました。

**佐藤副議長：**スタッフ弁護士について「法テラスの事業は全国的に均一である必要がある」というのは、利用者側からいうと、事業の均一化というのは提供されるサービスの質が均一であってほしいということですので、これを誰がどうやって担保するのだろうかという点は疑問に感じます。

例えば医療の分野だと、今、国がガンを制圧しようということではいろいろやっています。今までは大きな病院と小さな病院だと医療水準も含めて差があったものを、どこで治療を受けても同じ医療が受けられるようにするというので、二次医療圏ごとに拠点病院という制度を設けて、そこで標準治療を地域の医療機関に対して研修して、全体的に質を底上げしていこうとしています。

同じように、どこの弁護士に頼っても、基本的には同じサービスが受けられるというようなことを、やはりどこかで担保してもらう必要が我々からすればあるのだろうと思います。それを弁護士会がやるのか、あるいは国から予算をもらって研修をするのか。国から予算をもらうと、かなり国の考え方に影響されるということもあるでしょうから、その部分は例えば自治体からお金をもらうのか、具体的には分かりませんが、何か仕組みがつけられると、このような問題も解決していくのかなと思います。

**小野会長：**一定の最低限これはやらなければいけないサービスというのは、弁護士会の役割だと思っています。スタッフ弁護士だけが法律相談をやっているわけですから、ひどい例はやめさせられるようにしていかなければいけないという問題意識は、やはり常に持っています。

**吉田委員：**費用負担がほとんど無しにいつでも何でも利用できるということになると、救急車を簡単に利用されてしまうのと同じような感じで法テラスを使われてしまうようになるのではないかという危惧が、現場にはあるということだけお伝えさせていただきたいと思います。

**早川委員：**外国人の方々が、治療機関へ割と来るのですけれども、その方々が相談する場合、通訳の配置の問題があるのですよね。本人が連れてきた人だと、大体日本語はできると言っているけれども実際はよく分かっていないということが少なくありません。そのような意味では、弁護士会か、あるいは法テラスか分かりませんが、通訳に関する配置について、少しご検討いただきたいと思います。一定レベルということが必要だと思うのですけれども、ご本人に任せるとやはりなかなかうまくいかないのかなと思っています。

**小野会長：**法テラスでは国際交流協会と提携してまして、予約は必要ですが、通訳の人の費用も相談料の一環として一定までは出る仕組みはあります。

使えない言語、用意していない言語は結構あると思いますが、なるべく弁護士会でも検討して、何とかお金がかからずにできれば一番いいとは思っています。

**池田議長：**本日はテーマが「法テラス」ということで、まず第一の論点の司法ソーシャルワークについては、非常に広い活動をされている弁護士会、あるいは訴訟を始めとする法律に絡む活動の中で、極めて重要な活動であるという認識は委員の一致したところでは、その活動において、法テラスと弁護士会のどちらが主であるべきかということについては、特段の結論はなく、市民サイドからすれば両方うまくやっていたらそれに越したことはなく、法テラスと弁護士会との協調が必要だと思います。しかも、その他の利害関係者や活動されている方々との協調も含めての協調が非常に重要であるというのが、1つの大きな結論だったのではないかと思います。そして、そこには実は現場というものがあって、個別具体的な司法ソーシャルワーク活動ということについてより分析を進めてい

って初めて、今日の論点に対する議論がさらに実り多いものになるのではないかと、今日の会議で感じたところです。

スタッフ弁護士が必要か必要でないかについては、ぜひ神奈川の地域性も十分考慮しながら、弁護士会の中で議論を尽くしていただけたらと思います。

この法テラスの問題は非常に重要な問題なので、また一度議論するのもよろしいのではないかと思います。なお、第1回市民会議は弁護士会の広報をテーマとしたのですが、法テラスの活動そのものを市民の皆さんに十分知っていただくということもまたすごく重要なのかなと感じております。

### 3. 第3回市民会議について

今年度中（平成27年2月あるいは3月中）に第3回市民会議を開催することとし、日程は追って調整することとなった。

以 上